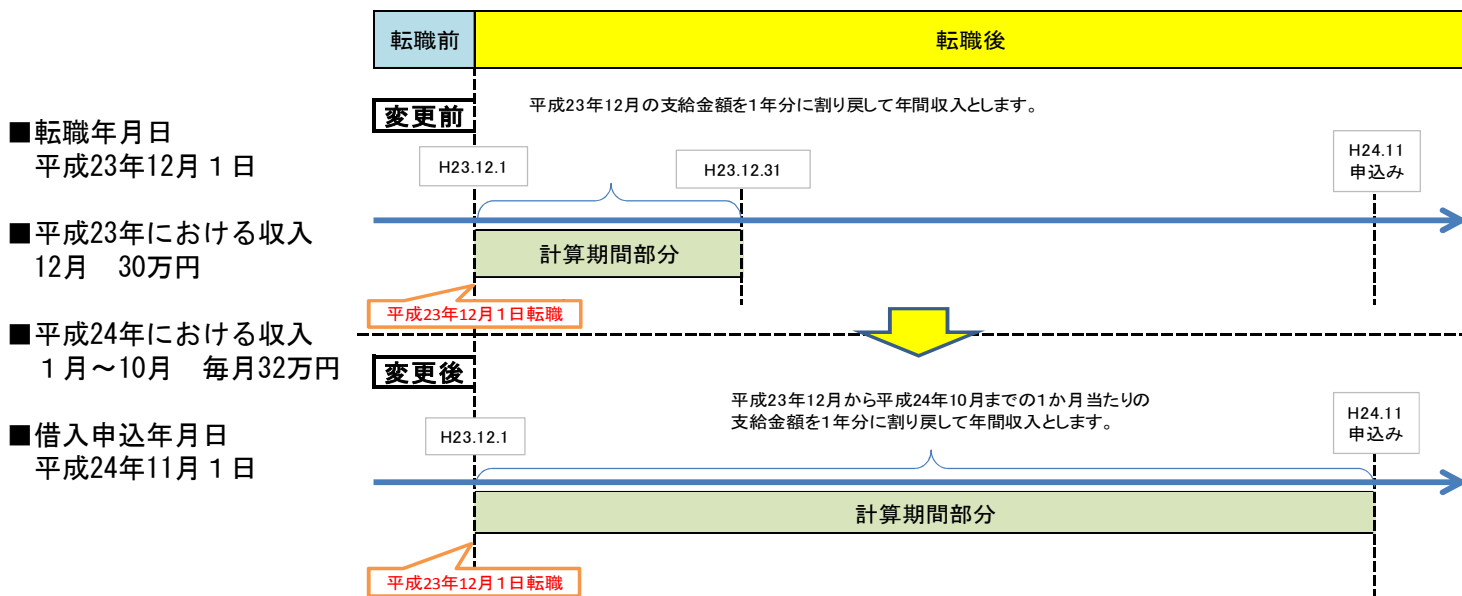


【フラット35】において、転・就職等の場合の給与収入についての「年間収入(※)」の割戻計算の方法が、平成24年11月の借入申込分から変更になります。

※ 借入申込年度またはその前年における年間収入額(借入申込書の前年年収欄に記載する金額)をいいます。

変更前	平成23年に転・就職された場合	転・就職日から平成23年12月までに支給された金額(1か月未満の給与を除きます。)を1年分に割り戻して年間収入とします。
	平成24年に転・就職された場合	転・就職日から申込日までに支給された金額(1か月未満の給与を除きます。)を1年分に割り戻して年間収入とします。(※) ※申込日が平成25年1月から3月までの場合の割戻対象期間は、転就職日(1か月未満の給与支給月を除きます。)から平成24年12月までとします。
変更後	平成23年または平成24年に転・就職された場合	転・就職日から申込日までに支給された金額(1か月未満の給与を含みます。)を1年分に割り戻して年間収入とします。ただし、申込日までに12か月以上給与を得ている場合には、直近12か月の給与を年間収入とします。なお、割戻しに当たっては、1か月未満の勤務期間は切り上げて1か月として計算します。

計算例① 平成23年(借入申込年度の前年)に転職した場合①



変更前

30万円(1か月(H23.12)) × 12か月 = 360万円

変更後

- 1か月当たりの収入金額を算出します。
{30万円(H23.12) + 32万円 × 10か月(H24.1～10)}
÷ 11か月(H23.12～H24.10) = 318,181.81(1円未満を切り捨てます。)
- ①で算出した1か月当たりの収入金額を12倍して、年間収入とします。
318,181 × 12か月 = 3,818,172円



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

<フラット35サイト>

www.flat35.com

お客様コールセンター

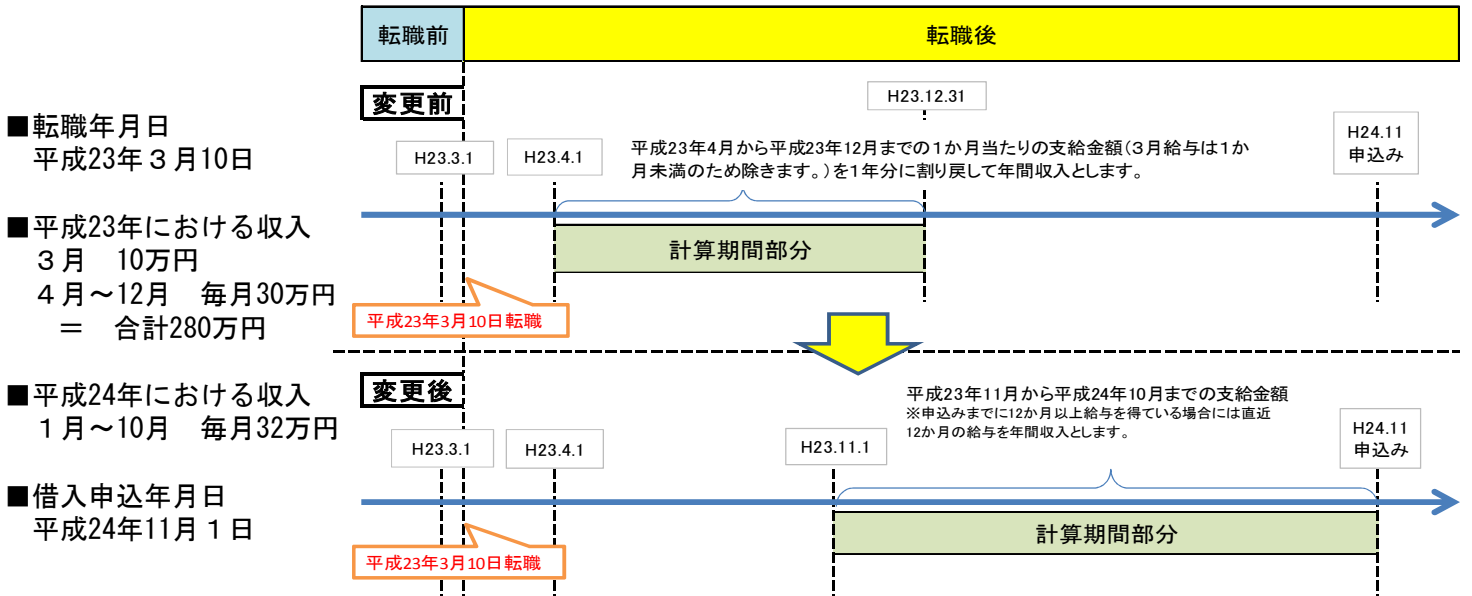
営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始は除きます。)



0570-0860-35

ご利用いただけない場合(IP電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420

計算例② 平成23年(借入申込年度の前年)に転職した場合②



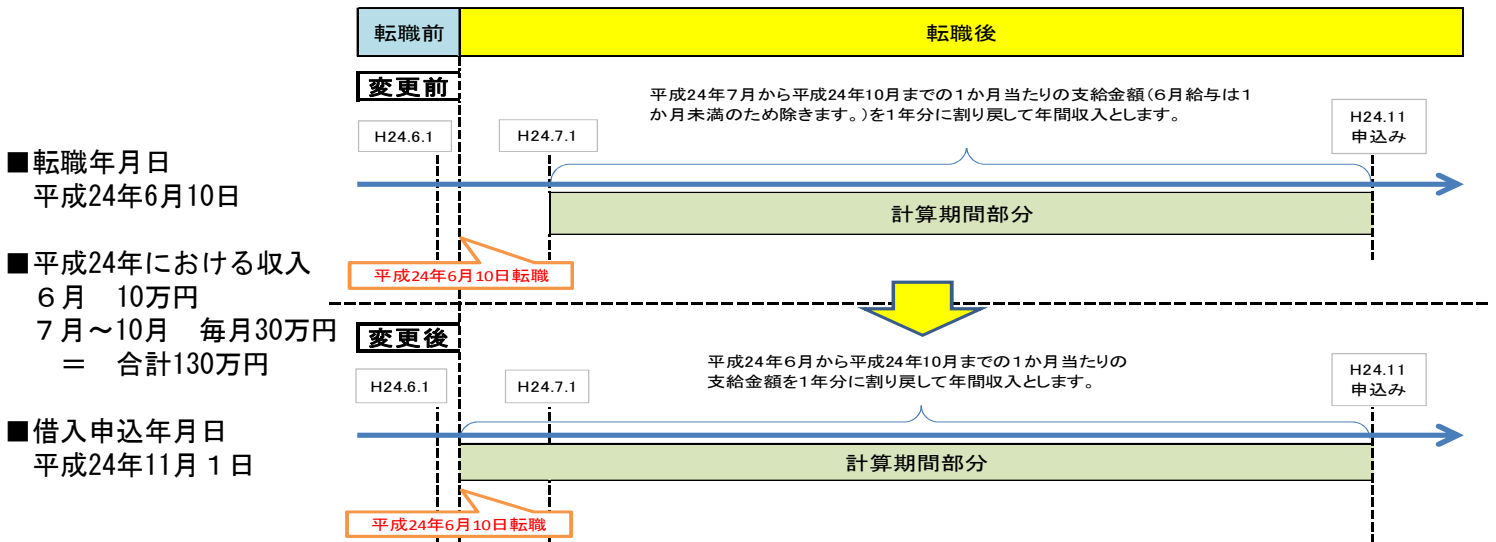
変更前

- ① $(280万円 - 10万円) \div 9\text{か月}(H23.4 \sim 12) = 30万円$
- ② $30万円 \times 12\text{か月} = 360万円$

変更後

12か月以上の給与収入を得ている場合は、直近12か月の給与を年間収入とします。
 $30万円 \times 2\text{か月}(H23.11 \sim 12) + 32万円 \times 10\text{か月}(H24.1 \sim 10) = 380万円$

計算例③ 平成24年(借入申込年度)に転職した場合



変更前

- ① $(130万円 - 10万円) \div 4\text{か月}(H24.7 \sim 10) = 30万円$
- ② $30万円 \times 12\text{か月} = 360万円$

変更後

- ① 1か月当たりの収入金額を算出します。
 $\{10万円(H24.6) + 30万円 \times 4\text{か月}(H24.7 \sim 10)\} \div 5\text{か月}(H24.6 \sim 10) = 26万円$
- ② ①で算出した1か月当たりの収入金額を12倍して、年間収入とします。
 $26万円 \times 12\text{か月} = 312万円$